

令和5年度第1回 文京区障害者地域自立支援協議会運営会議 次第

令和5年10月23日(月)午後2時から

オンライン開催

1 議題

- (1) 令和5年度障害者地域自立支援協議会（運営会議）について

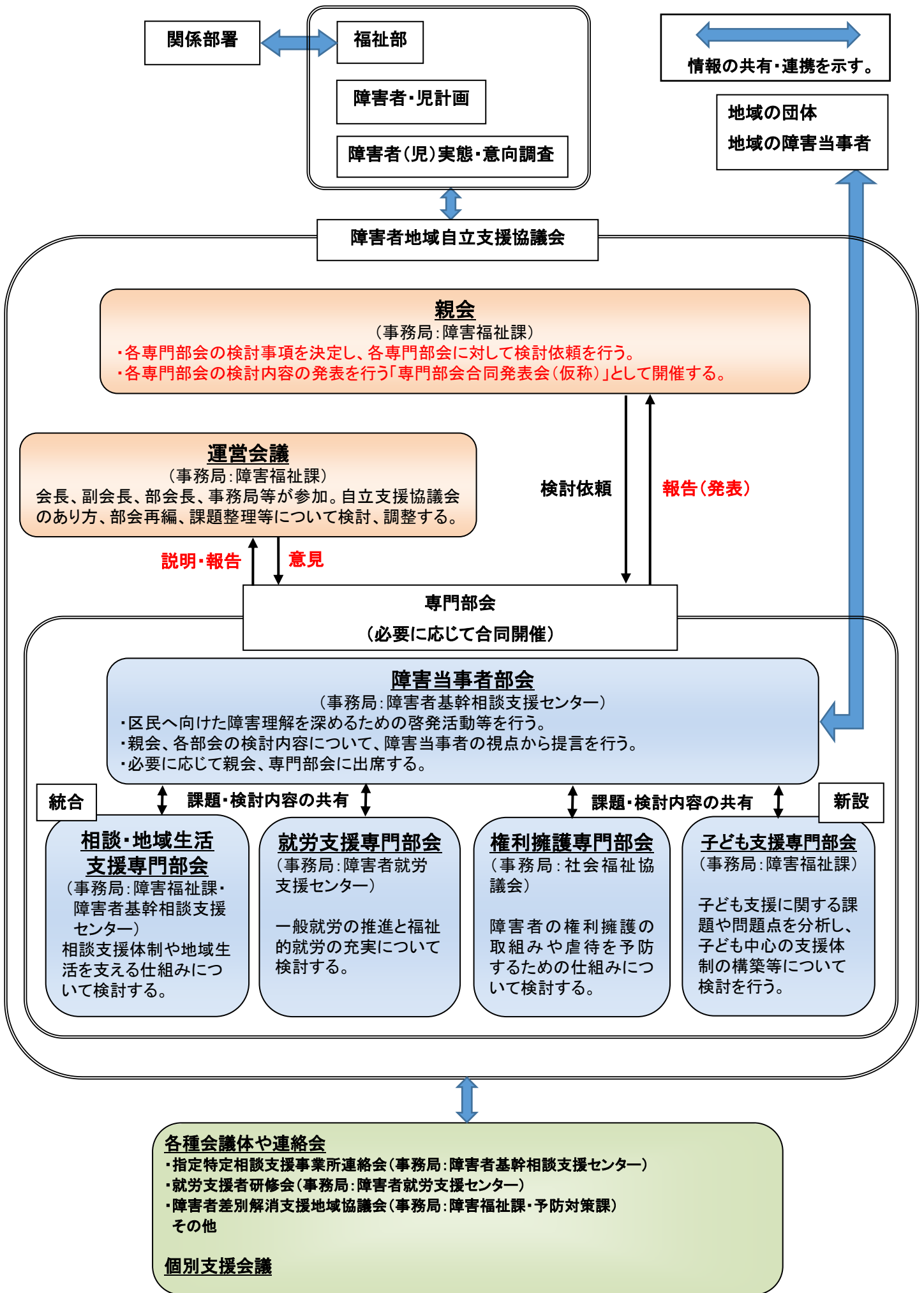
【資料第1-1～1-4号】

- (2) 令和5年度障害者地域自立支援協議会専門部会からの報告

【資料第2号～第6号】

2 その他

令和5年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図（案）



令和5年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; color: red;"> 第2回自立支援協議会(親会)は、地域の住民・障害当事者等へ向けて各専門部会の検討内容の発表を行う「専門部会合同発表会(仮称)」として開催する。 </div>								第2回 (発表会)
運営会議							第1回					第2回
障害当事者部会			検討依頼	第1回		第2回	説明・報告 意見			第3回	説明・報告 意見	発表
専門部会												
相談・地域生活支援専門部会				第1回					第2回			第3回
就労支援専門部会				第1回					第2回			第3回
権利擁護専門部会				第1回					第2回			第3回
子ども支援専門部会			第1回				第2回		第3回			第4回

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
親会	委員委嘱(2年任期)	委員委嘱(1年任期)	委員委嘱(3年任期)
	専門部会からの報告に対する協議		運営会議で優先事項として決定された、専門部会からの報告に対する協議
		前期障害者・児計画事業実績の評価	
相談支援専門部会	相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みの検討		
	指定特定相談支援事業所の聞取調査報告 コロナ禍での相談支援の意見交換	課題整理、子ども支援の部会設立提言	優先協議課題の議論 (地域生活支援専門部会と合同開催)
		前期障害者・児計画事業実績の評価	
就労支援専門部会	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討		
	障害者就労支援ハンドブックの作成		障害者就労支援ハンドブック活用についての検討
			短時間雇用アンケートの実施
権利擁護専門部会	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
	成年後見制度の課題整理等	障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (障害当事者部会と合同開催)	権利擁護支援連携協議会との連携 についての議論
		前期障害者・児計画事業実績の評価	権利擁護に関するパンフレットの検討
障害当事者部会	区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動の実施	障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (権利擁護専門部会と合同開催)	相談支援専門部会、地域生活支援専門部会から優先協議課題の説明、意見交換
	民生・児童委員協議会との交流会の検討、今後の活動目的や方向性の検討		民生・児童委員協議会との交流会
地域生活支援専門部会			
	駒込地区の地域課題への対応の検討	本富士地区、駒込地区及び富坂地区の地域課題への対応の検討	優先協議課題の議論 (相談支援専門部会と合同開催)

令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項（案）について

令和5年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会（親会）へ検討の進捗状況等を報告する。

また、各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

短時間雇用の周知啓発及び地域の先行事例について検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

権利擁護制度の利用促進及び関係機関との連携について検討する。

4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 子ども支援専門部会

子ども支援に関する課題や問題点を分析し、ライフステージに応じた切れ目ない「子ども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

子ども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による相互理解・連携の促進を図り、子どもの特性理解に基づいた切れ目ない支援の課題について検討を行う。

令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会 相談・地域生活支援専門部会報告

＜実施状況＞ 第1回（令和5年7月24日(月)13:30～15:30)

○ 部会長及び副部会長の互選

・部会長は樋口委員、副部会長は浦田委員に決定。

(1) 令和5年度自立支援協議会について

- ・組織図とスケジュールの説明。第2回は11月頃、第3回は2月頃の開催を予定。
- ・今年度より、親会で、地域住民や当事者等に向けて各専門部会が検討内容の発表を行う「専門部会合同発表会(仮称)」を開催することになった。第2回(3月頃)開催時を予定。
- ・検討事項の内容「支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて」を共有。

(2) 暮らしをサポートする仕組みについて

- ・志村委員より「社会福祉法改正と包括的重層的支援体制」「国連勧告」「地域生活拠点」「国連勧告に文京区として応えるために」について話題提供。
- ・グループワークにて意見交換し、大きくは「パーソナルアシスタント(PA)について」「不動産屋やオーナーへの理解促進について」「地域生活継続における課題(親亡き後、高齢化)について」を検討していくことが整理された。

(3) 支援を円滑に引き継いでいく方法について

- ・既存のアセスメントシートについて共有し、今後どのようなツールがあると円滑に引き継いでいけるか意見交換をした。
- ・後日、指定特定相談支援事業所連絡会でも「計画作成や引継ぎ等の情報共有する上で大事にしている事」について意見交換をしてもらい、次回の部会で報告することとした。
- ・障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する際のマニュアル作成について意見交換をするが、個別性が高く画一的なものはないとの反対意見もあり、この場では結論が出せなかった。
- ・介護保険と障害福祉サービスが交わる勉強会や研修があるとよいとの意見については、ほぼ合意が取れており、顔の見える関係をつくることが重層的支援体制構築の一環となることが共有された。

(4) 令和5年度の優先的取組みについて

- ・(3)におけるツール作成は難しいが、勉強会を開催してポイントや課題を整理し、分かりやすく外に伝えるところから始めるのはどうか。委員として出席されている民生委員の方々にも、専門職の話がイメージしやすくなるよう、わかる形で提示することを目指したい。

10月23日運営会議資料

令和5年度 第1回就労支援専門部会

【日時】

令和5年7月28日（金）14時～16時

【議題】

- ① 超短時間雇用について
- ② 当事者部会とのコラボレーションについて

【意見として出た課題】

- 短時間雇用と就労継続支援B型との併用ができない可能性がある
- B型の運営への影響
- 雇用率ではなく、人手不足へのアプローチで企業開拓していけるか

（超短時間雇用）

・就労継続支援B型の利用者が超短時間雇用にチャレンジしていく上で、「B型との併用を認めてもらえるか」がある。B型との併用ができない場合、B型を使えなくなってしまうことへの不安が利用者にあるようだ。

・就労移行とA型B型の利用者のうち、B型利用者に特にニーズがあるが、B型では「工賃アップ」を目指しており、超短時間雇用が増えてくると全体の工賃が下がってしまう心配がある。

・精神科デイケアでは超短時間雇用へ多くの希望者がいると想定される。短期間、短時間のアルバイト希望している方も多くいる。

・障害のある方の雇用という切り口だと「障害者雇用求人がある」となってしまうため、特定短時間雇用（10時間以上20時間未満）と超短時間雇用は分けて考え、あくまで人手不足への切り口としてできると良いのではないかな。

・知的障害、精神障害のある人のニーズは高いようだが、身体障害者もニーズはあると思う。

（当事者部会とのコラボレーション）

・あん摩マッサージなど自分自身で仕事を作っている視覚障害者は少なくないが、「身体障害の人が働く」ことを考えるきっかけになると良いのではないかな。

・就労ハンドブックの作成や、就労支援専門部会で行っていることの報告、色々な障害があることと、色々な働き方について聞ける場になるのではないかな。

【資料第 3 号】

以上

第1回権利擁護専門部会報告

日時 令和5年8月2日(水) 13時30分～15時30分

場所 文京区民センター3A会議室

1 開会

2 委員自己紹介

3 議題

- 議題1、2 令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会及び検討事項について
事務局より資料説明(質問なし)

- 議題3 権利擁護センター実績報告

事務局より説明後、質疑応答。以下、質疑内容。

- 相談件数が増加しているのは、高齢化が理由か。ケアマネが積極的に結び付けようとしてくれているのか。
→社協で中核機関の受託が始まり、広報活動が進んだことと、お困りの方が増えたという両側面から増加していると考えている。
- 精神障害の方で退院に関する相談はあるか。
→退院の直接的な相談はないが、退院して在宅生活に移行するときに金銭管理が不安だという相談はある。
- 一般的には預金をおろすといった支援を目的に利用されるが、どのような目的が多いのか。
→銀行に行けないのでその支援を求められることが多い。他には相続や親亡き後の相談も受けている。
- 退院にかかる支援について、基幹相談支援センターの認知が広まり、病院のワーカーなどから連絡が来て、退院への動機づけなどを含めて地域移行の支援を行うことがある。そこで金銭管理の課題があれば社協につなげて一緒に関わる。

- 議題4 権利擁護専門部会における取組みについて

事務局より説明後、意見交換。以下、自由意見。

- 「権利擁護」の幅が広いので、前年度はコツコツとテーマを絞り込んできた。パンフレットをつくること自体が目的ではなく、制度を利用する前の段階で、どのような支援のパターンがあるのかを共有することも重要だと思っている。本人の意思形成や表出において、権利擁護を意識して支援することが重要。
- 福祉サービスを受けている方は施設の職員に相談することが多い。就労している人は福祉サービスにつながっていないため、最も相談する相手がない。福祉サービスを利用し

ないと計画が作成されない。

- 社協の成年後見の学習会に参加した親御さんが、親の会に入ることがある。子どもが学校に通っている間はいいが、卒業後に、親同士のつながりがなくなり、サポートもなくなる。
- 制度の利用に至る前で、情報収集が必要。インターネットで収集する人が多いが、いいことしか書いていない。施設の雰囲気や職員の配置状況などが分からない。
- 成人になってからの社会経験が大切。福祉サービスにつながっていない人が相談できる場所が必要。
- 文京区内は相談の場が数多くあるが、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の役割が明確になると、利用者にとっても相談先が明確になりイメージしやすくなる。
- 親が高齢になって、お金を使い果たしてどうしていいかわからない、親の高額な資産をどうしていいかわからないといった相談がある。その段階になってから介入を始めると、お金を管理されてしまうことへの不安を持つ相談者もいる。社協と一緒に制度の説明をするなど、福祉サービスへつなげるように連携していきたい。
- まずどこに相談に行けばいいのか、ということが明確になるといいと思っている。相談者にとっては、どこに相談に行けばいいのかわかりづらい。
- 就労支援センターの相談者が高齢化している。70代、80代の方が来るが、現実的には障害者雇用の枠では難しい。高齢障害者への支援にも対応できればいいと考えている。
- 企業に勤めていて定年退職を迎える方は、その後会社に関わりを持つことがなくなり、地域で生活することになるため、地域の資源の活用が必要になる。本人に、どこにどのようなサービスがあるのかを伝えることが必要。
- 本人はサービスに興味を持っていても、保護者が「最後まで自分が見る」と言うことで、地域につながれないケースもある。親亡き後を考えると、さまざまな機関のつながりが重要。
- 成年後見（補助）を受任しているケースでは、財産管理の権限付与の申し立てを行った。知的障害により言語不明瞭のため、文字盤を使って、ひとつひとつ意向や不安をヒアリングしたところ、同居家族から暴力・暴言を受けているというSOSが発された。時間をかけて本人の生活状況や意向を確認できて、有益な機会だったと感じた。
- 聴覚障害の方では、手話通訳士に来てもらい、手話でご自身の意思表示をしてもらった。時間や手間はかかるが、おざなりにせずに、意向を確認することが重要。
- 後見にはつながっているが、認定を受けておらず、福祉サービスにもつながっていない方もいる。いろいろなパターンがある。後見人しかつながっていない場合、どのように支援をしていけばいいのか悩んでいる。
- 知的障害だと、小さい頃からサービスにつながっている方が多い。
- 社協などを通して法律相談を受ける中で、知的障害や精神障害により、話ができず、何に困っているのかが分からないことがある。適切な意思決定を支援するスキルが弁護士になく、受けきれないこともある。

- 認知症の重症化をきっかけにフォーマルな専門家につながったことで、元々その方を支えていたインフォーマルな支援者による支援が切れてしまうケースがある。
- 成年後見制度を利用することは絶対ではなく、仕組みの1つでしかない。将来的に成年後見制度を利用する可能性がある人は、前もっていつどのような支援があるのかという情報提供を受けて、考えておくことが必要。若い頃に金銭管理の経験をしていれば、成年後見を利用しなくてもよいかもかもしれない。「過去にこれをやっておけばよかった」というフィードバックをもらい、それを広めることが重要。
- 親御さんが金銭管理していることが多い。それを早い段階から支援とつながりながら金銭管理を経験することが考えられる。
- 本人や家族、支援者が前もって成年後見や地権事業のことを知る機会が重要。社協で学習会を実施しているが、すべての人に来ていただくことはできていないので、計画相談などの場で制度の周知をしてもらえると、本人や家族が安心できると思う。サービスを利用している方や手帳を持っている方が中心になってしまうので、一般就労をされている方にもつながるように、企業などとの連携も必要だと感じた。
- 市民後見人の育成などを通して、権利擁護の視点を持った担い手が増えてほしいと思っている。住民から関係機関につながる仕組みの構築も必要。
- 権利擁護は必ずしも成年後見や地権だけではない。権利擁護の意識をどのように高めていけるのかを考えているところ。障害種別や状況、手帳の有無など、その方に応じた権利擁護を考えたい。
- 民生委員として、啓発・研修・周知が必要だと思う。専門職ではないので、地域住民の声を拾ったり、変化を感じたりするための目や耳を持てるよう学んでいきたいと思う。
- 就労していて福祉サービスにつながっていない方について、手帳を持っていること以外の情報がなく、就労支援センターや障害者就業・生活支援センターともつながっていないことがある。
- 同じ知的障害でも、重度かどうかによって、困りごとは違う。
- パンフレットかどうかは検討の余地があるが、成年後見に限らない権利擁護全体の制度の理解を広げることが必要だと感じている。身体障害者はセルフプランの方もいる。どのような方に対しても、制度を理解できるパンフレットなどをお渡しすることが必要だと思う。
- 計画相談と関わっている方は、ある程度相談先のある方。精神障害の方は成年後見を含めて、サービス利用に至っていない方が一定数いる。成年後見人が何をしてくれるのかを親御さんから聞かれることがあり、単にお金をとられるだけではないかという声もある。成年後見人をつけた後、どのような生活ができるのか、成功事例をお伝えできればいいと感じている。
- 高齢期に入った方で、介護保険への移行がうまくいかないこともある。
- 金銭管理で支援を必要としているが、成年後見人をつけることに馴染まない方も多い。本

人が希望していない場合に、成年後見人をつけることが妥当なのか迷う。特に精神障害では、状態に波がある。

- 意思決定支援を手厚くしたいと思っているが、そこまで手が回らない。成年後見人は馴染まないが意思決定支援は必要な方は、地権を活かしたいが、地権でもできることとできないことがある。
- 本人が安心して話せる人が、成年後見制度の知識を持っていることが必要であるため、本人や家族だけでなく、企業など、専門家に限らず障害者に関わる人への普及も重要。
- 文京区で考える権利擁護とは何か、ということをも市民後見人になる人に伝えることが大事。
- 支援者は成年後見を必要だと思っているが、本人は必要だと思っていない事例や、成年後見人がついているが支援者と成年後見人がうまくいっていない事例があった。成年後見に過度な期待をする事例もある。例えば、毎日支援を必要とする人がいても、成年後見人は毎日支援ができるわけではない。支援者側も成年後見について学ぶことが必要。

●その他

今回は11月ごろを予定。日程は改めて相談。

文京区障害者地域自立支援協議会当事者部会報告

◆令和 5 年度 第 1 回障害当事者部会（令和 5 年 9 月 19 日実施）

① 今年度の障害当事者部会について

- ・7/18 に予定していた第 1 回は部会委員 9 名のうち過半数を超える 5 名の欠席がわかり、開催を延期。それにより年間の開催スケジュールも見直す。第 2 回は年明け、第 3 回は 2 月頃。第 2 回親会で部会長より部会報告を行うことを確認した。
- ・委員の辞退があり、柳澤氏（精神）が就任。
- ・永野氏が部会長に決定。

② 令和 4 年度当事者部会の振り返り

- ・昨年度の当事者部会の振り返りと共に、第 3 回当事者部会で当事者委員意見を得た相談支援専門部会と地域生活支援部会の第 3 回合同開催の報告を現相談・地域生活支援専門部会の基幹事務局職員より行う。

【当事者委員意見・感想】

- ・休日どこに電話して相談したら良いのか分からず不安に思ったことがあった。訪問看護もあったが、利用時間が限られている。土日の相談先を作ってほしいという願いがある。

③ 令和 5 年第 2 回当事者部会について

【当事者委員意見・感想】

(1) 「これまで当事者部会に参加して感じたことや気づいたこと」について

- ・自身の体験発表をしたことが印象的だった。
- ・もう少し話し合いの機会がほしい。
- ・各障害の立場の話を聞いて良かった。
- ・当事者がより良い生活をしていけるように発信していきたい。
- ・他の部会がどんなことをしているのか気になっている。

(2) 「今年度の発表会に向けて、当事者部会で取り組んでみたいこと」について

- ・ボランティアとして募金活動等色々な事に参加してみたい。
- ・地域のサロンでの体験を報告したい。
- ・自身の体験発表をやってみたい。
- ・昨年 of 民生委員との交流会を今後も企画してほしい。

【結論】

- ・地域と共に関わる活動へのボランティア参加や他部会の傍聴を行い、その内容を当事者としての立場からの感想や意見と共に第 2 回当事者部会で報告する。他団体の活動へ参加や他部会への傍聴は事務局が検討、調整を行う。

※補足：故小西氏の後任は 9/26 に吉田氏（身体）が就任承諾。第 2 回より参加する。

令和5年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第1回子ども支援専門部会報告

日時 令和5年6月15日（木）午後1時2分から午後3時2分まで

場所 文京シビックセンター3階 障害者会館会議室C

【会議次第】

1 開会

2 議題

(1) 障害者地域自立支援協議会子ども支援専門部会について

(2) 子ども支援に係る課題等について

3 その他

1 開会

部会員挨拶

部会長 向井部会員に決定

副部会長 勝間田部会員に決定

2 議題

(1) 障害者地域自立支援協議会子ども支援専門部会について

事務局及び向井部会長から説明

(2) 子ども支援に係る課題等について

① 各部会員による課題等の説明

- ・ 支援の場が不足し、保護者が困っている。情報共有ツールの活用がうまくいっていない現状がある。相談の場のマンパワー不足。支援の専門性にばらつきがある。アセスメントの難しさ。困っている子の視点での理解が必要。
- ・ 相談支援体制の不足の改善が必要。習い事や受けるサービスの過多による子どもの疲弊を是正するための保護者支援の重要性。ライフステージの区切りにおける説明や手続き等による保護者の負担が大きい。障害児の子育ての負担と虐待リ

スクの増加が問題となっている。アセスメントの引継ぎや情報共有の不足が子ども
の成長と支援に影響。

- ・ 発達の特性を持つ子どもの保護者が困難を抱えている場合が多い。学校側はコミュニケーションが取れていないため、保護者との関係性が築きにくくなっている。情報過多により子ども自身が求めるものではない支援を受けることがあり、それが子どもの疲弊や虐待につながることもある。保護者と関係性を築ける支援者が解決の鍵となる。学校にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいるが、自発的に動けない場合もある。個人情報への制約があるため、情報共有が難しい。
- ・ 相談支援としての役割はモニタリングや定期的な面談であり、日常的变化や困り事は見えにくい。相談支援の利用年齢が低くなっており、0歳児の保護者からの相談が多い。保護者が相談支援の立場や役割を理解していないケースがある。家庭によりニーズが多様。習い事を増やしたい、療育を受けたいという希望を持つ保護者がいるが、関係する事業所等が多くなり、連携が難しい。一部の保護者は困っているが、現状に慣れてしまっているため、支援やアドバイスを受け入れにくいケースもある。学校や医療機関の忙しさから、支援学級や普通学級の先生たちとの連携が難しい。
- ・ セルフプランのケースがあり、計画相談の必要性があると感じる場合もある。移動支援の事業者数が不足している。担任の先生が保護者とコミュニケーションを取ることができず、校内で児童を取り巻く環境の調整について共有できていないケースがある。学校内で支援体制を改善するシステムが望まれている。
- ・ 保育園では在園児の保護者や見学者、地域子育てステーション、一時保育の利用者と直接話す機会があるが、地域で困っている人たちの人数や状況は把握していない。子ども家庭支援センターを通じて支援を受けている家庭もいるが、つながっていない家庭も存在するため、現状つながっていない家庭にも支援が届けられるとよい。
- ・ 幼稚園や保育園からの通報に基づき、発達的な問題を抱える子どもを訪問するケースが多い。一部の家庭では、発達支援のニーズに気づけず支援の提案を拒否されたり、特性を受け入れられないなどの問題がある。親はさまざまな相談窓口
に相談しているが、思うような回答を得られず、別の場所への相談を繰り返して

いる状況もある。子どもを訪問してサービスにつなげることができる家庭とそうでない家庭が存在し、後者の家庭に対しての支援が難しい。

- ・ 乳幼児健診では、要医療や要支援児等をスクリーニングし、必要な医療やサービスに繋いでいるが、紹介先やコーディネートの人材不足、支援拒否など課題もある。乳幼児の健診は3歳が最終のため、それ以降の年齢の子どもの把握と支援は他組織で行われており必要時連携している。
- ・ 登下校時の移動支援について、朝と帰りの時間帯にマンパワーが不足しており、必要な人材を確保するのが難しい。支援レベルは3つに分けられる。1 校内での連携、2 外部人材の活用、3 特別支援学級や支援教室の3つ。レベル2の児童には特別支援教育担当指導員や幼児保育支援員などの支援員がつくことになるが、人材が見つからない。特別支援教育に関する教員の専門性向上が求められており、具体的な事例や福祉サービスに関する知識の習得に苦労している。バリアフリーパートナーは地域のボランティアであり、専門性は必要とされないが、役割の範囲や担当内容について課題がある。
- ・ 18歳問題として成人後の支援先の不足が課題となっており、医療や保健師などへのつながりが困難である。フォーマルなサービスがまだまだ少ないため、インフォーマルな資源や学校の協力を活用して支援を行っている。移動支援などの不足があり、日々支援方法を考えている。相談支援事業所の不足が課題となっている。保護者の方のサービス詰め込みの問題があり、子どもたちの負担が増えている。

② 課題等の説明に対するコメント

- ・ 情報の共有に関して、文京区内の情報やリソースの把握と共有が不十分であり、全体像が見えない状態である。

検査やアセスメントの結果の情報が親に適切に伝わっていない。数字の結果だけが提供されており、アセスメントとして機能していない。保護者が十分に機能する前提の仕組みではなく、専門機関間の情報共有と連携による解決が求められており、個人情報の制約を考慮しながら、共有の仕組みを構築する必要がある。

- ・ 1歳半健診と3歳児健診以降の健診数が少なく、発達障害などの特性を見逃す可能性がある。小児科医の役割について、特性の発見や個別指導が重要だが、時間的、予算的な制約により、実現が難しい状況にある。健診の充実、区内の情報

集約、ワンストップの相談先の必要性。研修や情報共有による医療機関やサービス提供する側の質の担保が求められている。

- ・ 障害者支援における切れ目の問題。各年代ごとの支援にのりしろを作れば切れ目を解消できる。フィンランドのネウボラを参考にした支援の必要性。妊婦からの関与や継続的な支援を通じて、自己形成や自己決定のサポートを行うことが望ましい。ケース検討会議を通じて、教育と福祉の連携や子ども・親の参加を促進し、成功事例を創出するべき。

③ 意見交換

- ・ 担当者の切り替わりが課題。継続性のある支援や対応者の安定性が重要視される。担当者が変わらないことがうまく機能する場合もあれば、うまく機能しない場合もある。支援者同士の関係性が重要。良好な関係性の構築により、良い文化の形成が期待される。
- ・ 担当者が変わることを前提とした引継ぎや情報の共有が重要。切れた場合にもつながりを保つために、過去の職員や情報を活用する方法もある。本人を中心にした会議体を設けて、関係者が集まり情報を共有することが望ましい。
- ・ 支援者が多数になった際は、関係者の顔の見える関係に加えて仕組みを考える必要がある。保健師は地区担当制のため支援は途切れない仕組みだが、支援者から拒否をされることもあり継続支援の困難例もある。健診から教育センターや子家センに繋ぐケースの連携はスムーズに行えている。
- ・ 保健師との連携が非常に重要であり、保健師の健診を通じて多くのつながりが形成されている。連携のスムーズさや申し送りの丁寧さにより、お互いの仕事を理解しながら連携が行われている。外部機関や福祉と教育の縦割りの問題に対しても連携を促進することが重要であり、このような取り組みによって大きな変化が期待される。
- ・ ケース検討会を実施することが重要であり、実際の現場での話し合いが有効であると感じている。教師たちは教育においてさまざまな会議や研修に参加しており、時間的な制約がある。コンパクトで効率的なケース検討会議を実現するために、オンライン会議や時間制約の設定などの方法を模索する必要がある。顔を見て話し合うことの利点や、ケース検討の模擬的な経験を通じてコミュニケーション

ンスキルを向上させることが重要である。

- ・ 先生方も忙しいが、一緒にケース検討を行うことで効果的な方法を見つけられると考えている。ケース検討のやり方には様々なアプローチがあり、コンパクトな形式も存在する。障害児支援ネットワーク内で有志が集まり、事業所紹介や事例検討をオンラインで行っている。オンライン環境では小グループでのディスカッションも可能であり、そのノウハウが蓄積されつつある。
- ・ キーワードとして情報の共有、アセスメント、キーパーソン、事例検討が挙げられる。子ども中心のアプローチが重要であり、困っている子や親子に対するサポートが必要。ネットワークを形成し、子どもを中心に各機関が連携してサポートすることが望ましい。

3 その他

- ・ 障害児支援ネットワークの紹介

2016年から活動をはじめ、有志が集まり顔の見える関係を築いてきた。活動では意見交換や情報共有が行われ、メンバーも増えてきた。次回はスクールソーシャルワーカーの方が仕事や困りごとについて説明し、事例の共有や相談が行われる予定。